

個別研修プログラムモデル案（80時間程度）

日 時		研修内容	ねらい
1日目	9:00～10:00	全体オリエンテーション	個別研修の目的・計画について理解する。
	10:00～12:00	研修計画の立案	行政処分に至る経過などを助言指導者と共有し、学習ニーズと研修内容・研修方法が一致するように調整する。
	13:00～16:00	基礎看護技術	基礎看護技術を安全・安楽に実施するための方法を復習する。
2日目	9:00～12:00		
	13:00～16:00	病院オリエンテーション	実習病院の概要を知る。
3日目	9:00～12:00	講義 医療安全	病院単位での医療安全システムを知る。
	13:00～16:00	看護管理者の業務見学 病床管理 患者面談 カンファ レ ンス 情報交換 スタッフ教育	看護管理者の視点から見学し、看護単位での医療安全システム・医療倫理について知る。
4日目	9:00～12:00	講義 感染予防	病院全体の感染予防システムについて知る。
	13:00～16:00	リーダー看護師の業務見学 多職種との連携 患者ケア 情報交換 カンファレンス	リーダー看護師の視点から見学し、医療チームとしての医療安全・医療倫理の実際について知る。
5日目	9:00～12:00	中間まとめ・研修計画の修正	・研修で学んだ内容について、助言指導者と想起し学びを深める。 ・学習ニーズと研修内容・研修方法が一致するように調整する
	13:00～16:00	報告書の作成	助言指導者との対話の後、思考を深める時間として設定する。
6日目	9:00～16:00	受け持ち看護師の業務見学 患者ケア カンファレンス	受け持ち看護師の視点で見学し、看護実践で医療安全・医療倫理がどのように行われているか知る。
7日目	9:00～16:00		
8日目	9:00～12:00	中間まとめ・研修計画の修正	・研修で学んだ内容について、助言指導者と想起し学びを深める。 ・学習ニーズと研修内容・研修方法が一致するように調整する
	13:00～16:00	報告書の作成	助言指導者との対話の後、思考を深める時間として設定する。
9日目	9:00～16:00	ボランティア（院内・院外） 施設見学・セミナー・講習会	研修者の課題に沿った施設見学や講義の受講をする。
10日目	9:00～16:00		
11日目	9:00～16:00		
12日目	9:00～16:00		
13日目	9:00～16:00		
14日目	9:00～12:00	研修評価	・研修で学んだ内容について、助言指導者と想起し学びを深める。 ・研修目標に照らし合わせ、到達状況と今後の課題を明確にする。
	13:00～16:00	報告書の作成	助言指導者との対話の後、思考を深める時間として設定する。

個別研修プログラムモデル案（120時間程度）

日	時	研修内容	ねらい
1日目	9:00～10:00	全体オリエンテーション	個別研修の目的・計画について理解する。
	10:00～12:00	研修計画の立案	行政処分に至る経過などを助言指導者と共有し、学習ニーズと研修内容・研修方法が一致するように調整する。
	13:00～16:00	基礎看護技術 (基礎教育機関)	基礎看護技術を安全・安楽に実施するための方法を復習する。
2日目	9:00～16:00		
3日目	9:00～16:00		
4日目	9:00～12:00	病院オリエンテーション	実習病院の概要を知る。
	13:00～16:00	講義 医療安全	病院単位での医療安全システムを知る。
5日目	9:00～12:00	中間まとめ・研修計画の修正	・研修で学んだ内容について、助言指導者の助言を受けて学びを深める。 ・学習ニーズと研修内容・研修方法が一致するように調整する
	13:00～16:00	報告書の作成	
6日目	9:00～12:00	講義 感染予防	病院全体の感染予防システムについて知る。
	13:00～16:00	看護管理者の業務見学 病床管理 患者面談 カンファレンス 情報交換 スタッフ教育	看護管理者の視点から見学し、病棟単位での医療安全システム・医療倫理について知る。
7日目	9:00～16:00	リーダー看護師の業務見学 多職種との連携 患者ケア 情報交換 カンファレンス	リーダー看護師の視点から見学し、医療チームとしての医療安全・医療倫理の実際について知る。
8日目	9:00～16:00	受け持ち看護師の業務見学 患者ケア カンファレンス	受け持ち看護師の視点で見学し、看護実践で医療安全・医療倫理がどのように行われているか知る。
9日目	9:00～16:00		
10日目	9:00～16:00		
11日目	9:00～12:00	中間まとめ・研修計画の修正	・研修で学んだ内容について、助言指導者と想起し学びを深める。 ・必要があれば計画修正する。
	13:00～16:00	報告書の作成	助言指導者の助言を受けて、思考を深める時間として設定する。
12日目	9:00～16:00	施設見学・ボランティア・セミナー・講習会	研修者の課題に沿った施設見学や講義の受講をする。
13日目	9:00～16:00		
14日目	9:00～16:00		
15日目	9:00～12:00	中間まとめ・研修計画の修正	・研修で学んだ内容について、助言指導者と検討して学びを深める。 ・学習ニーズと研修内容・研修方法が一致するように調整する
	13:00～16:00	報告書の作成	助言指導者の指導を受けて、思考を深める時間として設定する。
16日目	9:00～16:00	施設見学・ボランティア・セミナー・講習会	研修者の課題に沿った施設見学や講義の受講をする。
17日目	9:00～16:00		
18日目	9:00～16:00		
19日目	9:00～16:00		
20日目	9:00～12:00	研修評価	・研修で学んだ内容について、助言指導者と想起し学びを深める。 ・研修目標に照らし合わせ、到達状況と今後の課題を明確にする。
	13:00～16:00	報告書の作成	助言指導者との対話の後、思考を深める時間として設定する。

Ⅲ-4 都道府県看護協会で個別研修を行なう場合の

「個別研修モデルプログラム」について

安井はるみ

堀 喜久子

平澤 敏子

神部 周子

野地 金子

<< I 個別研修プログラム作成にあたって >>

1. はじめに

本研究では、個別研修プログラムの作成にあたり、助言指導者が所属する機関は「教育機関」、「医療機関」、「都道府県看護協会」と想定し検討している。そのため、個別研修が具体的に実施される「場」は助言指導者が所属している機関で実施されることが想定される。

本稿では、都道府県看護協会で個別研修を行われる場合を想定し、実施可能な個別研修プログラムを検討する。ただし、行政処分の原因となった事案が医療事故だけでなく事件等に関連することもあるため、定型的な研修パッケージを提案することは困難である。そのため、個別研修プログラムに研修項目として盛り込む項目を挙げ、各事例に応じて研修実施項目を選択してプログラムを立案することが必要となる。

さらに、都道府県看護協会では行政処分過程に関わるということや、一般研修プログラムを年間通して実践しているという特性がある。これら二つの特性を有効に活用することも一方法論として実施可能かを検討し、被処分者が再教育の目的を達成することを支援することが重要である。

2. 被処分対象者とA県看護協会とのこれまでの関わり方

行政処分決定の過程では、まず、都道府県知事より都道府県看護協会へ意見書の提出依頼をされる。この意見書作成の諾否は各都道府県看護協会の判断により決定されるので、意見書を作成することは義務ではない。

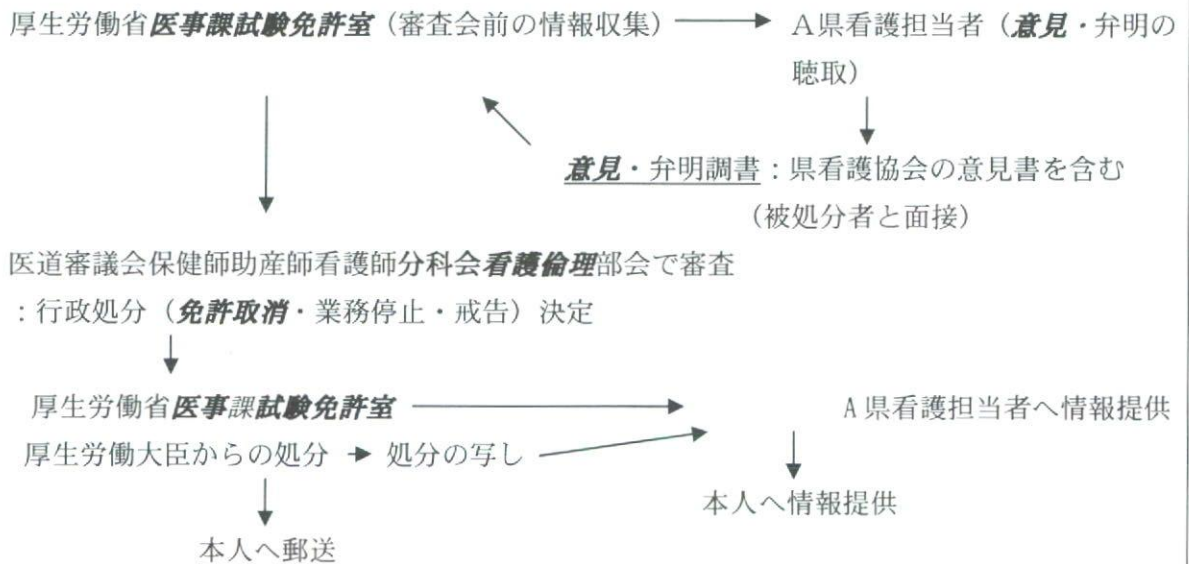
本研究に協力したA県看護協会では、意見書を作成してきた（その一連の流れは図1の通り）。そのため、A県知事から意見書の依頼が来た場合、まず、A県看護担当者が被処分対象者と面談を行った際にA県看護協会からの職能団体としての支援等の希望があるか被処分対象者の意向を確認する。A県看護担当者とA県看護協会間で情報交換を行い、状況の把握と被処分対象者に必要な支援の有無について検討する。その結果を踏まえ、被処分対象者が拒否しない限り、被処分対象者とA県看護協会医療安全担当役員と医療安全担当職員が面談を行う。この面談を行う目的は、各事例の事実把握、把握した事実が行政処分を決定する過程において考慮すべき課題の提案等、職能団体としての意見書を作成すること

である。

同時に、被処分者が不当な不利益を被っていないか、就業や個別に抱える悩みや課題に関して相談に応じ、職能団体として看護職への支援も目指している。これまでの事例では、被処分対象者が自分自身が関わった医療事故について詳細の事例分析や組織対応等を知らされないため、何故、自分自身が処分を受ける対象なのか理解出来ていない場合もあった。被処分対象者が行政処分そのものを知らず、場合によっては刑事・民事裁判が終結してから長い年月を経ているため、行政処分の手続き過程でフラッシュバックが発生し、精神的サポートが必要な事例もあった。また、被処分対象者の看護管理者が行政処分に関する理解が不十分な事例もあった。看護管理者と連携を取りながら、被処分対象者の行政処分が決定するまでのプロセスが公平に行われるよう配慮している。

なお、行政処分決定後にも再度面談を行い、上記と同様の対応に付け加えて、刑の量刑、例えば、業務停止では業務停止期間中の留意点や個別に抱えている課題等について相談に応じている。

<図1：現行の「行政処分」とA県看護協会の関わり>



○被処分者への対応：行政処分が確定した段階または終了した段階で、本人の希望があればA県看護担当者又はA県看護協会担当者と面談を行う。

3. これまでの被処分者の状況

平成15～19年度の被処分者の状況では、以下のような状況があった。

- ・医療事故の場合、直後の危機的状況から続く様々な体験（刑事・民事裁判含む）を通して、繰り返される後悔や自責の念、PTSD等、行政処分が出るまでの長期間、繰り返されている。

- ・事故当時から同じ医療機関等に所属していた場合と、所属医療機関を退職し他の医療機関等に就職あるいは退職している被処分者では、組織で受けた支援が異なっている。
- ・当事者には刑事・民事・行政処分のことを説明していない、または理解できていない場合もあり、事故発生から一定の時間を経て行政処分の連絡がきた当時、かなり精神的に混乱した場合もある。
- ・施設によっては、組織責任よりも当事者の個人責任を追及している場合もある。
- ・医療事故の場合、自己の事例分析が不十分なため自責の念にかられていたが、当事者を含めた関係者と一緒に要因分析し、要因分析結果を理解できたことが精神的サポートになった事例もあった。
- ・医療事故の場合、事例分析が不十分であったり、事故後の対応で被処分者が長期にわたる二次的なダメージを受けている場合もある

4. 都道府県看護協会が個別研修を行う場合のメリットと課題

1) メリット

都道府県看護協会が個別研修を行う場となった場合、以下の3つのメリットが考えられる。

- ・行政処分決定の過程で得た被処分者・県担当者・都道府県看護協会担当者の間に構築された関係性や情報等を活かすことが出来る
- ・医療事故や事件が発生した場合、被処分者の看護管理者や組織管理者から相談を受ける場合もあり、個別研修計画を立案する際に、連携を取りながらより個別性を高め、効果的なプログラム構成を検討することが出来る
- ・行政処分対象にならなかった事例のうち、各協会に対応してきた事件事例等から学んだ知見を再教育支援に活用することが出来る

2) 課題

- ・助言指導者や個別研修運営に関するマンパワーが不足しているため、人材や財源を確保出来ない場合もある。
- ・看護協会が主催する一般研修や看護力再開発研修などを受講する場合、他の一般参加者に対する情報開示等の対応方法等の問題を検討する必要がある。
- ・被処分者が実習を受ける実習施設を新規に探す必要があるが、実習施設は基礎教育の実習などでも不足している状況であり、新規に探すことが困難である。

5. 行政処分の被処分者や当該施設管理者への職能団体としての関わり

1) 医療事故後発生後の対応

(1) 当該施設看護部との関わりについて

A県内で医療事故が発生した場合、当該施設の看護部責任者からA県看護協会に連絡があ

る場合と、ない場合がある。報道等に取り上げられた事案で看護部から連絡がない場合、当協会担当役員から看護部責任者へ電話連絡し、職能団体として支援出来ることがないか、看護職が不当な不利益を受けているような状況がないか等、可能な範囲で情報交換する。その結果、継続的な関わりを希望される場合と、そうでない場合があるので当該施設の意向に合わせて関わり方を決めている。また、当該施設看護責任者が A 県看護担当者に相談した結果、A 県看護協会の医療安全対策部門を紹介され、面談を行い情報交換する場合もある。

医療事故が発生した当該施設から継続的な関わりを希望された場合の対応は以下の通りである。

- ・ A 県看護協会では支援できる事柄について、看護部長あるいはリスクマネージャーと連携をとりながら事故分析、事故調査委員会の設置、今後起こりうることへの対応等を説明する。
- ・ A 県看護協会が関わるのは主に看護部に対してであり、当事者の支援は施設が実施する。関わりの中で、刑事罰に問われると行政処分があることを看護部を通じて説明することもある。

(2) 刑事責任に関する対応について

刑事責任については、警察への届け出や告発など、警察に報告された時点から事情聴取などがスタートするため、早期の段階から関わる。その理由は、医療施設では医療事故後に発生する手続きや配慮すべき事項に慣れていない場合が多く、場合によっては内部での事実確認や対応方法が決まっていなかったり、事情聴取を受ける職員への配慮を具現化出来ていない場合もある。その結果、真実究明が不十分になり再発防止につながらない等、患者・家族や医療従事者の双方にとってダメージを与える場合もある。A 県看護協会ではこれまでの医療事故の刑事責任に関する支援に取り組んでおり、その知見を活用して各事例ごとに対応している。

基本的な医療事故に関わった看護職からの支援の要望があれば、刑事裁判等に係る支援に関わっている。

2) A 県看護協会と被処分者の個人研修の関わり

日本看護協会綱領には「会員として職業倫理の実践につとめ社会の福祉に貢献いたします」とあり、「看護者の倫理綱領」には 15 の項目が記載されている。そのうち、主に再教育に関係すると思われるのは以下の項目である。

1. 看護者は、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する。
3. 看護者は、対象となる人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。
6. 看護者は、対象となる人々への看護が阻害されているときや危険にさらされているときは、人々を保護し安全を確保する。

12. 看護師は、より質の高い看護を行うために、看護師自身の心身の健康の保持増進に努める。

13. 看護師は社会の人々の信頼を得るように、個人としての品行を常に高く維持する。

また、A県看護協会定款には、本会の目的として「保健に関する知識の普及及び啓発並びに看護を通しての社会奉仕を行うと共に保健師、助産師、看護師及び准看護師の資質の向上を図り、もって公衆衛生の向上と県民の健康保持、増進に寄与することを目的とする」と掲げ、目的達成のための事業のひとつとして「看護師等の資質の向上を図るための研修に関する事業」をあげている。A県看護協会会員は日本看護協会の会員でもあるため、日本看護協会綱領とA県看護協会定款の目的に向かった行動が求められる。

上記のことから、A県看護協会が被処分者の個人研修を行うことは、被処分者本人の支援を行うというだけでなく、職能団体として看護職の資質の向上を図り職場に復帰するのを支援するという役割を担うことと考えている。A県看護協会は、会員によって構成されている任意の団体であり、A県における唯一の看護職能団体として、被処分者が会員でなくとも『看護職』として支援する役割を担っている。

平成20年4月からの再教育制度施行後は、厚生労働省から行政処分の内容と再教育に関する事項が被処分者に通知されるとともに、A県看護担当者にも知らされる。その後、集合研修を終了した被処分者が個別研修の計画を、教育指導者ともに立案し、研修終了後に厚生労働大臣に報告することになる。

医療過誤事案は環境要因が関わっているが、その他の事案は個人的要因（殺人、強盗、詐欺、窃盗、薬物関連、交通事犯、わいせつ等）が非常に大きい。医療過誤事案以外は、矯正のための適切な教育が必要になる場合もある。例えば、業務停止2年6ヵ月の処分を受けた事案は、麻薬及び向精神薬取締法違反によるもので罰金30万円の刑であった。このような事案には、A県看護協会が個別研修を行うよりも県の看護担当者が窓口となって、その人に必要な教育計画を県の所管する他部署と共に行う必要があると思われる。従って、職能団体としては、原則的に医療過誤事案に関する個別研修を担当することが相応しいと思われる。

再教育の効果を高めるためには、集合研修を終了した被処分者が助言指導者を依頼し、計画書を作成する過程に何らかの支援が不可欠である。上述したように、被処分者の再教育の過程全体に関わるのが、県看護担当者である。そのため、県看護担当者が被処分者を行う最初の面接の際に、行政処分に続く再教育についての説明とそれに伴う諸手続を説明し、罰則の対象となることがないように注意を促す必要がある。今後どのようなことが生じるのかを知り予測して行動することは、職場復帰への動機づけにもつながるであろう。その上で、誰を指導助言者を選択したいのか、計画にはどのような内容を盛り込んだらよいかについて被処分者が考えられるような助言があるなら、その後の研修も円滑に進むように思われる。

被処分者が、都道府県看護協会の役員あるいは職員を助言指導者として選択した場合、

それを引き受けるか否かを協会全体で決定することから個別研修への関わりが開始される。助言指導者を協会全体で支援する体制づくりを整えた上で、助言指導者が被処分者と面接して現在の状況や要望を聞き取り、本人がどのように個人研修の期間を過ごすことが、職場復帰につながるかを共に検討することになる。計画を立てる段階で、看護教育機関や病院あるいはシミュレーションの設備がある施設等で研修する必要も生じることも想定される。

6. 助言指導者の業務内容と限界

都道府県看護協会が助言指導者を引き受ける場合、医療過誤事案に関しては勤務していた施設でどのような関わりがなされていたかによって、その業務内容が変化する。事故発生から組織的な支援を受けられなかったり、事故事例分析等を行っていないければ被処分者と一緒に分析を行うことが必要になる。個別研修の過程全体に相談しながら支え、励まし、困難なことを乗り越えられるように共に考え、被処分者が計画を立案・実施・報告書を作成するまでに教育的に関わる。助言指導者に選択されても、日常の業務が減じるわけではない。被処分者への関わりが本務にあるいは能力的に困難な事態が生じたとき、適切な関わりができる人材を協会内外から求める調整的役割も、業務内容に含まれる。

A県看護協会の場合、助言指導者を引き受けるための限界のひとつは、看護技術に関する実習器材や装置が整っておらず、臨床の現場も存在しないことである。従って、禁固あるいは懲役等で長期間臨床から離れていた場合や、薬物関連などの事案で欲求抑制が求められるような場合は、助言指導者として個別研修全体を引き受けることは難しい。このようなケースでは、例えばA県看護協会が企画する研修を受講するなど、個別研修の一部分を引き受けることは可能である。

<< II 個別研修プログラムの概要 >>

1. 目的

個別研修では、被処分者が集合研修で学んだことを基盤に、医療現場で展開されている職業倫理及び知識や技術を確認し、医療現場復帰後の業務の適正な実行に導くことを目的とする。このことにより、被処分者が事故や事件等で失った社会への信頼を回復することに対して真摯に研鑽を積み、専門職として自立・自律していくことを目指す。

また、個別研修を通じて被処分者が自分自身の事例を振り返り、自己の持つ課題を整理する過程を通じて、自己の主体的な社会復帰が出来ることを目指す。

2. 研修目標

<20-120 時間共通>

- 1) 個別研修の目的を理解し、看護技術の再修得や安全な働き方について理解する

- 2) 医療現場での場面を通じて倫理的な配慮や医療安全確保について理解する
- 3) 研修での学びと自己の事例の振り返りを通じて、医療現場復帰に向けた自己の持つ課題を見出すことが出来る

<80-120 時間>

- 4) 医療現場及びその他でのボランティア活動を通じて社会人としての責務を理解する
- 5) 事故・事件被害者の状況を理解し、自己の持つ課題を見出すことが出来る

3. 研修プログラム

1) 概要とポイント

この個別研修でのポイントは、被処分者自身が自己の事例を振り返り、個別研修における自己目標を設定することである。

また、A 県看護協会では年間 60 本程度の研修を実施しており、各研修には研修企画書を作成し、目的・ねらい・評価方法などを明確にしている体系的な教育研修プログラムがあるため、既存の教育プログラムを有効活用出来ると思われる。

2) 既存の教育研修プログラムを活用するメリットと課題

既存の教育研修プログラムは、受講対象の到達目標ごとに研修を企画・実施・評価している。そのため、個別研修の企画・評価方法は従来の方法に個別研修で必要な項目を追加・拡充して活用することが出来る。

一方、一般の研修受講生も同席する場合もあるため、被処分者が受ける再教育であるということの情報開示等をどのように行うのか手続き上の課題がある。

3) 実習施設との契約と配慮

実習は基本的に実習施設と被処分者で契約を取り交わし、実施される。その際、助言指導者の責任の範囲を明確にした上で、取り組む必要がある。これらの法的な配慮については、分担研究「行政処分における法的問題と再教育内容の検討」（分担研究者：我妻学）の報告書を参考にされたい。

4. 自己の事例の振り返り時の確認事項

個別研修では、被処分者自身の事例を基に研修プログラムが立案される。そのため、事例根本的事例分析の有無、組織での事故・事件対応の実際を自分自身で振り返り、起こった出来事から学び、新たに被処分者自身が再就職に向けて出発するためのレディネスを整える必要がある。

また、被処分者が組織での支援内容や民事・刑事裁判前後で受けた不利益の有無、健康状態を把握し、必要な場合は支援内容を検討する。その際にはどこで誰がどのような支援をするのか検討する必要がある。

5. 評価方法

評価の方法は下記の3点で行う。

- 1) レポート
- 2) 面接
- 3) 実習施設の評価

6. まとめ

本研究では、都道府県看護協会で個別研修を実施する場合のプログラム案を提示している。このプログラムはあくまでも提案であり、各個別事案によって研修の項目を選択し、プログラムを構成していくことが必要になる。そのため、今後の個別研修を効果的に運用していくためには、各都道府県看護協会で実施されている研修の中から、個別研修項目に相当するものを選択し、検討していくことも一方法論であろう。

再教育の目的

(「行政処分を受けた保健師・助産師・看護師に対する再教育に関する検討会報告書」の一部抜粋)

- 再教育の目的は、職業倫理及び一定の知識や技術を確認するとともに、患者に対し医療サービスを安全に提供することといった看護師等として果たすべき責務の自覚を促し、復帰後の業務の適正な実行に導くことによって国民の医療への信頼を確保することである。
- 特に医療過誤事案による被処分者の場合、当該被処分者が再教育修了後において適正な看護技術を有することが求められるとともに、業務停止期間が長期にわたる者については技術の低下を補うことが期待されている。
- これらの目的に適うよう、再教育は、行政処分の原因となった行為に関して自ら省みるとともに、看護師等の有資格者としての社会的責任に関する自覚を促しつつ、看護技術の水準を確保するものでなくてはならない。

個別研修の内容

○個別研修は、業務停止処分以上の者が受けることとし、処分期間の長さに応じた期間、技術の安全を確認するための研修及び被処分者の処分事由に配慮した研修を行うこととする。このような観点からは、見学やシミュレーターを用いた演習、カンファレンスへの参加等を行う内容とすることが望ましい。

研修内容	プログラム
①医療過誤事案の場合の適正な看護技術の確保のための研修 ②業務停止期間が長期にわたる場合の看護技術の水準の確保のための研修	○医療安全対策業務の見学 ○医療安全管理者からの講義 ○見学やシミュレーターを用いた技術演習 ○医療機器の取り扱い 臨地実習 *1 ○職場見学 ○カンファレンス等への参加 ○学習会・講習会等への参加 *2 ○他施設見学
①処分事由に応じた研修 ②職業倫理に関する研修	○ボランティア活動 ○セミナー等参加（内省的な活動等）

*1 隣地実習 : 病院等における病棟はじめ、保健・医療・福祉施設等での実習を指す。
 *2 学習会・講習会 : 実習施設で開催するもの及び医療関係団体等が開催するものを指す。

個別研修モデルプログラム案（20時間程度）

資料2

	時間	内容	ねらい
1日目	9:00-10:00	個別研修について ①オリエンテーション、研修計画の確認 ②自己の事例の振り返り	①個別研修の目的を理解する ②事例を振り返り、自己の持つ課題を整理し、研修目的と照らし合わせた主体的な学習が出来るための心構えを得る
	10:00-11:00	研修目標について ①助言指導者との面談 ②研修の自己目標の作成	①これまでの経緯の中で受けた支援、またはダメージについて課題を共有し、今後の研修に反映させる ②自己目標を作成することにより、職場復帰に向けた具体的習得内容を把握する
	11:10-12:30	医療事故対策の実際（講義）	安全な薬物療法・療養環境対策の知識を学ぶ
	13:30-14:30	最新の感染管理（講義）	最新の感染管理対策を学ぶ
	14:40-16:30	演習（シュミレータ使用） ①救急蘇生法 ②採血・筋肉注射・静脈注射	①救急蘇生法の実際を学ぶ ②採血や注射業務の実際を学ぶ
2日目	9:00-12:00	<臨地実習> ①病院・病棟オリエンテーション ②医療安全対策業務の見学	①病院や病棟の概要を理解する ②具体的な医療安全業務を学ぶ
	13:00-16:00	③看護業務の見学	③看護業務を見学し、安全な看護実践の方法や患者・家族への倫理的な配慮などについて学ぶ
	16:00-16:30	④2日間の振り返り	④研修を振り返り、自己の課題を整理し、助言を受ける
3日目	9:00-16:00	<臨地実習> ①看護業務の見学 ②医療機器の取り扱いの実際 ③移動・移乗動作の演習	①看護業務を見学し、安全な看護実践の方法や患者・家族への倫理的な配慮などについて学ぶ ②医療機器の取り扱いの具体的方法を学ぶ ③ボディメカニクスを用いた移動・移乗介助の実際を学ぶ
4日目	9:00-12:00	①助言指導者と面談 ②研修報告書作成	①研修での学びを振り返り、職場復帰に向けた課題を整理し、今後の支援の必要性について検討する。

個別研修モデルプログラム案（80時間程度）

資料3

	時間	内容	ねらい
1日目	9:00-10:00	個別研修について ①オリエンテーション、研修計画の確認 ②自己の事例の振り返り	①個別研修の目的を理解する ②事例を振り返り、自己の持つ課題を整理し、研修目的と照らし合わせた主体的な学習が出来るための心構えを得る
	10:00-11:00	研修目標について ①助言指導者との面談 ②研修の自己目標の作成	①これまでの経緯の中で受けた支援、またはダメージについて課題を共有し、今後の研修に反映させる ②自己目標を作成することにより、職場復帰に向けた具体的習得内容を把握する
	11:10-12:30	医療事故対策の実際（講義）	安全な薬物療法・療養環境対策の知識を学ぶ
	13:30-14:30	最新の感染管理（講義）	最新の感染管理対策を学ぶ
	14:40-16:30	演習（シュミレータ使用） ①救急蘇生法 ②採血・筋肉注射・静脈注射	①救急蘇生法の実際を学ぶ ②採血や注射業務の実際を学ぶ
2日目	9:00-12:00	<臨地実習> ①病院・病棟オリエンテーション ②医療安全対策業務の見学	①病院や病棟の概要を理解する ②具体的な医療安全業務を学ぶ
	13:00-16:00	③看護業務の見学	③看護業務を見学し、安全な看護実践の方法や患者・家族への倫理的な配慮などについて学ぶ
	16:00-16:30	④2日間の振り返り	④研修を振り返り、自己の課題を整理し、助言を受ける
3-9日目	9:00-16:00	<臨地実習> ①看護業務の見学 ②医療機器の取り扱いの実際 ③移動・移乗動作の演習 <看護協会研修への参加>	①看護業務を見学し、安全な看護実践の方法や患者・家族への倫理的な配慮などについて学ぶ ②医療機器の取り扱いの具体的方法を学ぶ ③ボディメカニクスを用いた移動・移乗介助の実際を学ぶ
10日目		○研修報告書作成	
11日目	○他施設見学 ○ボランティア活動 ○セミナー等参加 ○講習会等参加	これらの実施時期は全研修期間の中で調整する	
12日目			
13日目			
14日目	<指導者と面談> ○研修のまとめ	○研修報告書作成	

	時間	内容	ねらい
1日目	9:00-10:00	個別研修について ①オリエンテーション、研修計画の確認 ②自己の事例の振り返り	①個別研修の目的を理解する ②事例を振り返り、自己の持つ課題を整理し、研修目的と照らし合わせた主体的な学習が出来るための心構えを得る
	10:00-11:00	研修目標について ①助言指導者との面談 ②研修の自己目標の作成	①これまでの経緯の中で受けた支援、またはダメージについて課題を共有し、今後の研修に反映させる ②自己目標を作成することにより、職場復帰に向けた具体的習得内容を把握する
	11:10-12:30	医療事故対策の実際（講義）	安全な薬物療法・療養環境対策の知識を学ぶ
	13:30-14:30	最新の感染管理（講義）	最新の感染管理対策を学ぶ
	14:40-16:30	演習（シュミレータ使用） ①救急蘇生法 ②採血・筋肉注射・静脈注射	①救急蘇生法の実際を学ぶ ②採血や注射業務の実際を学ぶ
2日目	9:00-12:00	<臨地実習> ①病院・病棟オリエンテーション ②医療安全対策業務の見学	①病院や病棟の概要を理解する ②具体的な医療安全業務を学ぶ
	13:00-16:00	③看護業務の見学	③看護業務を見学し、安全な看護実践の方法や患者・家族への倫理的な配慮などについて学ぶ
	16:00-16:30	④2日間の振り返り	④研修を振り返り、自己の課題を整理し、助言を受ける
3-9日目	9:00-16:00	<臨地実習> ①看護業務の見学 ②医療機器の取り扱いの実際 ③移動・移乗動作の演習 <看護協会研修への参加>	①看護業務を見学し、安全な看護実践の方法や患者・家族への倫理的な配慮などについて学ぶ ②医療機器の取り扱いの具体的方法を学ぶ ③ボディメカニクスを用いた移動・移乗介助の実際を学ぶ
10日目	9:00-16:00	○研修報告書作成	
11-13日目	9:00-16:00	<臨地実習>	
14日目	<臨地実習>	<指導者と面談> ○研修計画の進捗確認	
15日目	○研修報告書作成	○研修報告書作成	
16日目			
17日目	○他施設見学 ○ボランティア活動	これらの実施時期は全研修期間の中で調整する	
18日目	○セミナー等参加 ○講習会等参加		
19日目			
20日目	<指導者と面談> ○研修のまとめ	○研修報告書作成	

IV 参 考 資 料

行政処分を受けた保健師・助産師・看護師に対する
再教育に関する検討会報告書

平成19年8月20日

行政処分を受けた保健師・助産師・看護師に対する再教育に関する検討会

目 次

1	はじめに	1
2	看護師等の行政処分の状況	2
3	行政処分を受けた看護師等に対する再教育のあり方	3
1)	再教育を行う目的	3
2)	再教育の対象者	4
3)	再教育の内容等	5
4)	再教育の実施時期	6
5)	再教育の提供者	6
6)	助言指導者	6
7)	再教育修了の評価	7
8)	その他	7
別紙	行政処分を受けた保健師・助産師・看護師に対する再教育について	9

検討会開催状況

検討会構成員

1 はじめに

- 行政処分を受けた保健師、助産師及び看護師（以下「看護師等」という。）（※）の再教育については、平成 17 年に開催された「医療安全の確保に向けた保健師助産師看護師法等のあり方に関する検討会」の中間まとめ（平成 17 年 6 月 29 日）において、「看護職員についても基本的には医師等と同様の措置を講じるべく、次期医師法等の改正とあわせて法の改正を行うべきである。なお、再教育の仕組みを導入する際には、さらに詳細を具体的に検討する必要がある。」と指摘されたことを受け、平成 18 年の「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」において保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号。以下「保助看法」という。）が改正され、平成 20 年 4 月 1 日から、厚生労働大臣は、行政処分を受けた看護師等に対して、再教育の受講を命ずることができることとされた。
（※）准看護師については都道府県知事による行政処分が行われ、同様の再教育が課されるが、本検討会の検討の対象とはしていない。
- 看護師等に対しては従来より厚生労働大臣の命令による業務停止処分及び免許取消処分が、事案の軽重に応じ実施されていたところであるが、保助看法の改正により、平成 20 年 4 月 1 日からは、厚生労働大臣は行政処分を受けた看護師等に対し、厚生労働省令で定める倫理の保持又は看護師等として必要な知識及び技能に関する研修を受けるよう命ずることができると規定され（保助看法第 15 条の 2）、また、業務停止を伴わない新たな行政処分の類型（「戒告」）を設置するとともに、業務停止期間については 3 年以内の上限が設けられたところである。（保助看法第 14 条）
- 本検討会は、看護に関する学識経験者等により構成された厚生労働省医政局長の私的諮問機関として、行政処分を受けた看護師等に対する再教育の具体的なあり方について検討を行った。検討に際しては、看護師等に 1 年先行して平成 19 年 4 月 1 日より施行された行政処分を受けた医師及び歯科医師に係る再教育の仕組みを参考にしつつ、再教育を行うことで安全な医療サービスの提供を確保し、もって国民の医療への信頼を確保するという観点から、看護師等の再教育の目的や対象者、再教育の内容、実施時期等について議論を行ったところである。

- 本報告書は、最初に看護師等に係る行政処分の現状について整理するとともに、本検討会における議論をとりまとめたものであるが、厚生労働省においては、本報告書を十分尊重の上、今後の看護師等に係る再教育制度の構築を期待する。

2 看護師等の行政処分の状況

- 看護師等の過去の行政処分の状況をみると、平成元年度から18年度までの18年間で27名が免許取消、135名が業務停止の処分を受けており、行政処分を受ける者は概ね増加の傾向にある。
- また処分事由の具体的内容をみると、ここ5年間の処分事由で最も多いのは医療過誤、次いで詐欺・窃盗、交通事犯の順となっており、特に医療過誤を事由とする処分は増加傾向にある。
- 看護師等の業務停止は比較的短い6月以下がほとんどで、医療過誤による行政処分は業務停止6月以下に集中している。

行政処分の状況

- ・ 平成14年度から18年度までの5年間の行政処分者数は110名

免許取消(殺人・強盗等)	16名(15%)
業務停止1年以上(詐欺・窃盗・薬物関連等)	31名(28%)
業務停止1年未満(医療過誤・交通事犯・わいせつ等)	63名(57%)

 医療過誤事案については45名であるが、何れも業務停止6月以下
 なお、当該期間における戒告(行政指導)処分者数は83名である。
 (交通事犯・医療過誤等)
- ・ 平成14年度から18年度までの5年間の医療過誤事案による行政処分者(45名)の内訳

医薬品の誤投与等によるもの	19名(42%)
医療機器・器材の誤操作等によるもの	16名(36%)
輸血関連の過誤によるもの	6名(13%)
患者注視に関するもの	4名(9%)

- 日本看護協会が平成 18 年に行った調査によれば、平成 13 年から平成 17 年までにおいて、医療過誤により行政処分を受けた看護師等 42 名のうち、31 名（約 74%）が職場復帰をしている。
- 職場復帰先は、病院が 19 名（約 61%）であり、そのうち 15 名（約 48%）は事故発生時に所属していた施設に戻っている状況であった。
- 職場復帰した 31 名のうち 20 名（約 65%）は、行政処分後の職場復帰のための「相談対応」や「知識教育」、「安全教育」といった支援を受けている。これについては、「事故の種類や状況、看護師等の特性により教育内容や方法が配慮されたものと考えられる。」と指摘している。また、「メンタル面でのサポート」や「業務内容の配慮」といった支援も行われており、「これらの（医療過誤により行政処分を受けた）看護師には精神的支援が必要な現状」と指摘している。

3 行政処分を受けた看護師等に対する再教育のあり方

1) 再教育を行う目的

- 再教育の目的は、職業倫理及び一定の知識や技術を確認するとともに、患者に対し医療サービスを安全に提供することといった看護師等として果たすべき責務の自覚を促し、復帰後の業務の適正な実行に導くことによって国民の医療への信頼を確保することである。
- 特に医療過誤事案による被処分者の場合、当該被処分者が再教育修了後において適正な看護技術を有することが求められるとともに、業務停止期間が長期にわたる者については技術の低下を補うことが期待されている。
- これらの目的に適うよう、再教育は、行政処分の原因となった行為に関して自ら省みるとともに、看護師等の有資格者としての社会的責任に関する自覚を促しつつ、看護技術の水準を確保するものでなくてはならない。
- なお、再教育の原因となった行為に係る刑事処分との関係については、犯罪行為に係る更生そのものは保助看法に基づいて行われる再教育の直接の目的ではないことに十分留意する必要がある。